



LGT上場プライベート・ エクイティ戦略ファンド

追加型投信 / 内外 / 株式

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社SMBC信託銀行

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2024年9月30日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 13兆4,871億円(2024年9月30日現在)

商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月21日に関東財務局長に提出しており、2024年11月22日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

当ファンドは、上場プライベート・エクイティ戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、未上場企業の株式(プライベート・エクイティ)等に投資を行う運用会社の上場株式等に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 世界の未上場企業の株式等へ投資を行う、上場投資会社や上場運用会社の株式および上場投資信託証券等へ投資します。

上場投資会社とは

主に、自らが投資者となり未上場企業の株式等へ投資を行う上場会社を指します。

上場運用会社とは

主に、投資家向けに未上場企業の株式等へ投資を行うファンドを設定し、運用・管理サービスを行う上場会社を指します。(自らも投資者となる場合があります。)

上場投資信託証券とは

主に、未上場企業の株式等へ投資を行う、上場しているファンドを指します。(以下、「上場ファンド」ということがあります。)

※当ファンドでは、各用語を上記の意味で使用しています。

2 実質的な運用は、プライベート・エクイティ投資(PE投資)に精通したLGTキャピタル・パートナーズ・リミテッドが行います。

- マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を、LGTキャピタル・パートナーズ・リミテッドに委託します。

3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

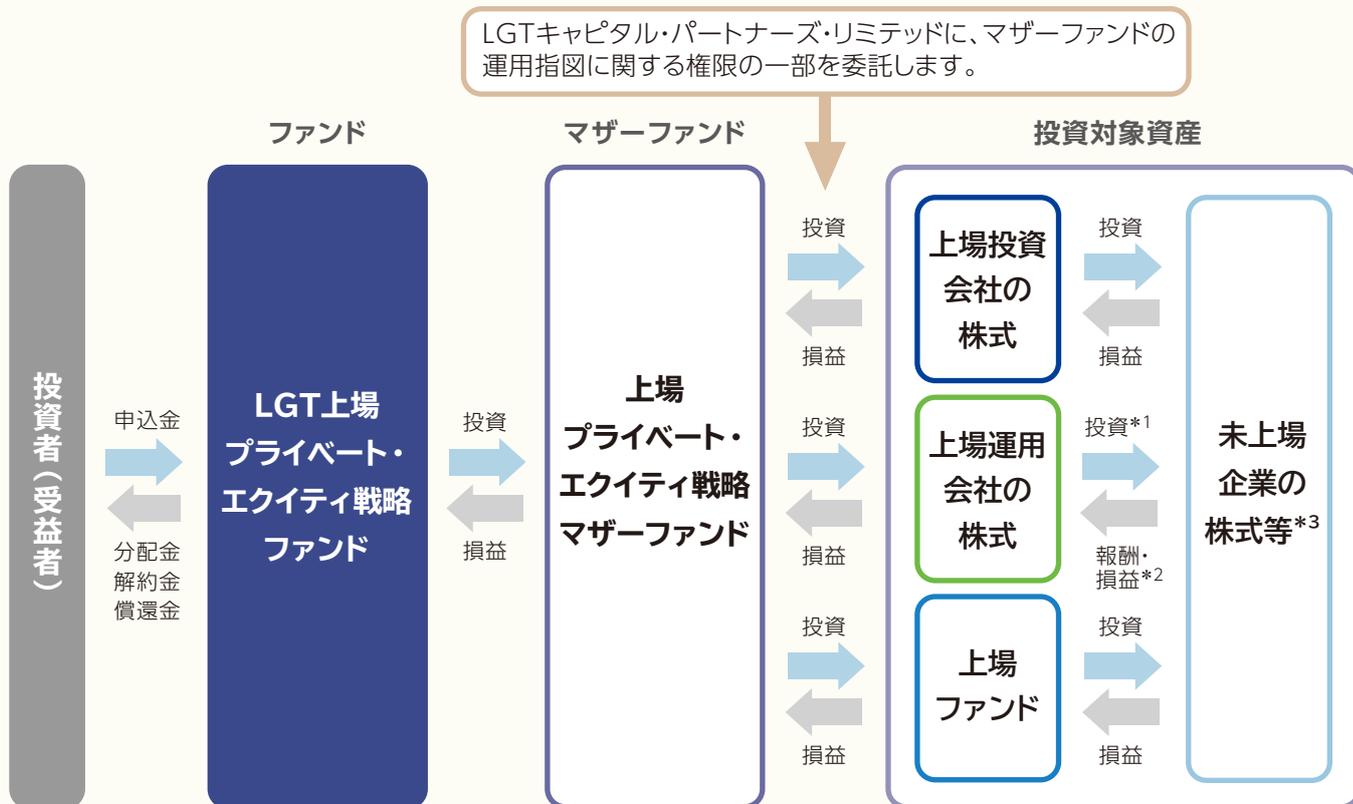
- 基準価額は為替変動の影響を受けます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



- *1 自社が運用するファンドを通じて、未上場企業の株式等へ投資します。自らも当該ファンドに投資する場合があります。
- *2 自社が運用するファンドの管理報酬、成功報酬等を受け取ります。自らも当該ファンドに投資している場合、未上場企業の株式等の価格変動等により損益が発生します。
- *3 未上場企業の株式の他に、非公開化が予定もしくは予想される上場株式、劣後ローン、劣後債、優先証券、不動産、インフラ等が投資対象となる場合があります。

※上記は、当ファンドのしくみを簡易的に説明したものです。未上場企業の株式等への投資のしくみの詳細については、後掲の「当ファンドの実質的な投資対象」をご覧ください。

上場プライベート・エクイティ戦略とは

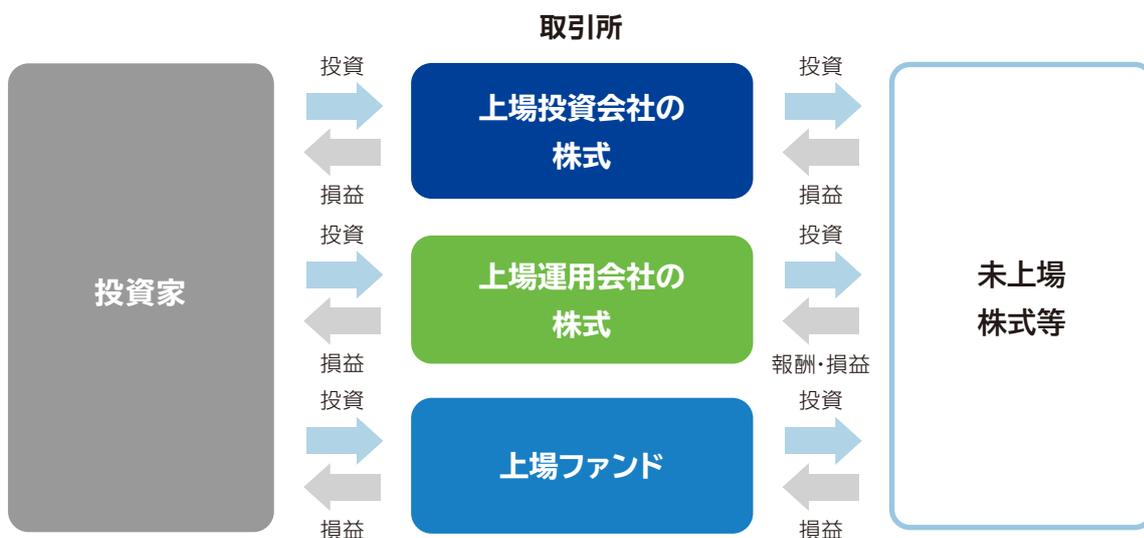
実質的に未上場企業の株式(プライベート・エクイティ:PE)等に投資を行うために、上場投資会社や上場運用会社の株式および上場投資信託証券に投資する戦略をいいます。

プライベート・エクイティ(PE)投資の手法

- PEに投資するには、運用会社が募集するPEに投資する非上場ファンドに出資する方法が代表的です。ただし、好成績の運用パフォーマンスを上げ、人気が高い運用会社が新規設定するファンドの出資枠を、新規投資家が獲得することは困難です。
- クローズドエンド型*の非上場ファンドに出資後は、原則として、満期日(10年程度)まで解約することができません。
*組入資産の時価に基づく純資産価格での買戻しや解約を原則として認めていないファンドです。



- PEに投資する会社には、取引所に上場し、自社資金を中心に投資する「上場投資会社」と投資家の資金を中心に運用する「上場運用会社」があります。また、PEに投資する投資信託で上場している「上場ファンド」があります。
- 投資家は取引所を通じて、上場投資会社や上場運用会社の株式および上場ファンドに投資することで、間接的に未上場株式などに投資することが可能です。
- 上場投資会社や上場運用会社の株式および上場ファンドは、非上場ファンドのような売却制限期間はなく、取引所を通じて、原則、いつでも売買が可能です。また、投資後の株価やファンド価格の値動き等により、即座に損益を享受できます。



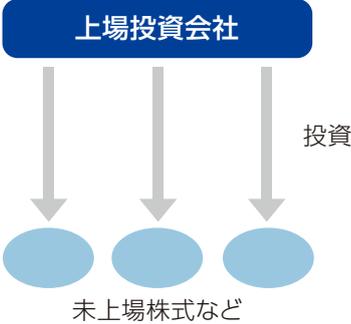
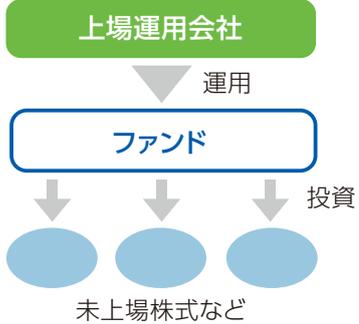
(注) 上図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

当ファンドの実質的な投資対象

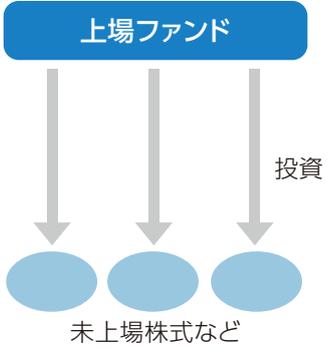
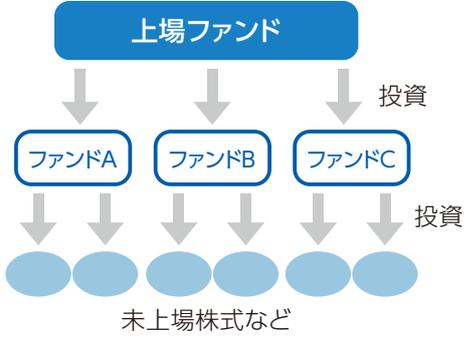
■当ファンドは、上場投資会社や上場運用会社の株式および上場ファンドに投資することで、間接的に未上場株式などに投資します。

[当ファンドの実質的な投資対象]

▶ 上場投資会社や上場運用会社の株式

	上場投資会社	上場運用会社
 <p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社資金を中心にPEに投資します。借入金を活用してレバレッジをかけて投資を行う場合もあります。上場投資会社自体の株式が、投資対象となります。 ● 最終投資先企業は、上場ファンドに比べると少数となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資家の資金を中心にPEに投資するファンドを運用します。上場運用会社自体の株式が、投資対象となります。
 <p>投資スキーム例</p>	 <p>上場投資会社 ↓ 投資 未上場株式など</p>	 <p>上場運用会社 ↓ 運用 ファンド ↓ 投資 未上場株式など</p>
 <p>収益の主な源泉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終投資先企業の成長性等を加味した未実現評価損益、株式売却による実現損益などです。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用するファンドの管理報酬と成功報酬などです。

▶ 上場ファンド

	上場ファンド	
 <p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● PEに投資するファンド（取引所に上場されているもの）が、投資対象となります。 ● 上場ファンドには、複数のファンドを通じて投資を行うもの（ファンド・オブ・ファンズ）もあり、その最終投資先企業などは多数となります。 	
 <p>投資スキーム例</p>	 <p>上場ファンド ↓ 投資 未上場株式など</p>	 <p>上場ファンド ↓ 投資 ファンドA ファンドB ファンドC ↓ 投資 未上場株式など ※ファンド・オブ・ファンズの場合</p>
 <p>収益の主な源泉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 実質的な最終投資先企業の成長性等を加味した未実現評価損益、株式売却による実現損益などです。 	

(注) 上記は、上場投資会社や上場運用会社および上場ファンドの代表的な特徴やスキームを示したイメージです。実際は、複数の特徴やスキームを併せ持つ場合があります。最終的な投資対象には、未上場株式の他に、非公開化が予定もしくは予想される上場株式、劣後ローン、劣後債、優先証券、不動産、インフラ等が含まれる場合があります。

マザーファンドの実質的な運用を行う運用会社について

[LGTキャピタル・パートナーズの概要]

会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ● LGTキャピタル・パートナーズは、リヒテンシュタイン公国を統治するリヒテンシュタイン公爵家が実質的なオーナーであるLGTグループの資産運用会社で、2000年に設立されました。 ● LGTキャピタル・パートナーズは、オルタナティブ運用におけるグローバルな専門家であり、プライベートアセット、リキッドオルタナティブ、マルチアセットの戦略領域にフォーカスし、世界中の機関投資家等の資産を運用しています。
拠点	スイスに本社を置き、欧州、アジア、北米および中東の世界15ヵ所に拠点を設けグローバルにビジネスを展開しています。
従業員数	850名(うち運用プロフェッショナル321名)
運用資産残高	約17.2兆円(約1,073億米ドル)

■ 2008年に国連責任投資原則(PRI)に署名しているほか、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)、欧州サステナブル投資フォーラム(Eurosif)、クライメートアクション100+、ネット・ゼロ・アセット・マネージャーズ・イニシアティブ等に参加しています。

(注) 2024年6月末現在、運用資産残高は1米ドル=161.07円で円換算

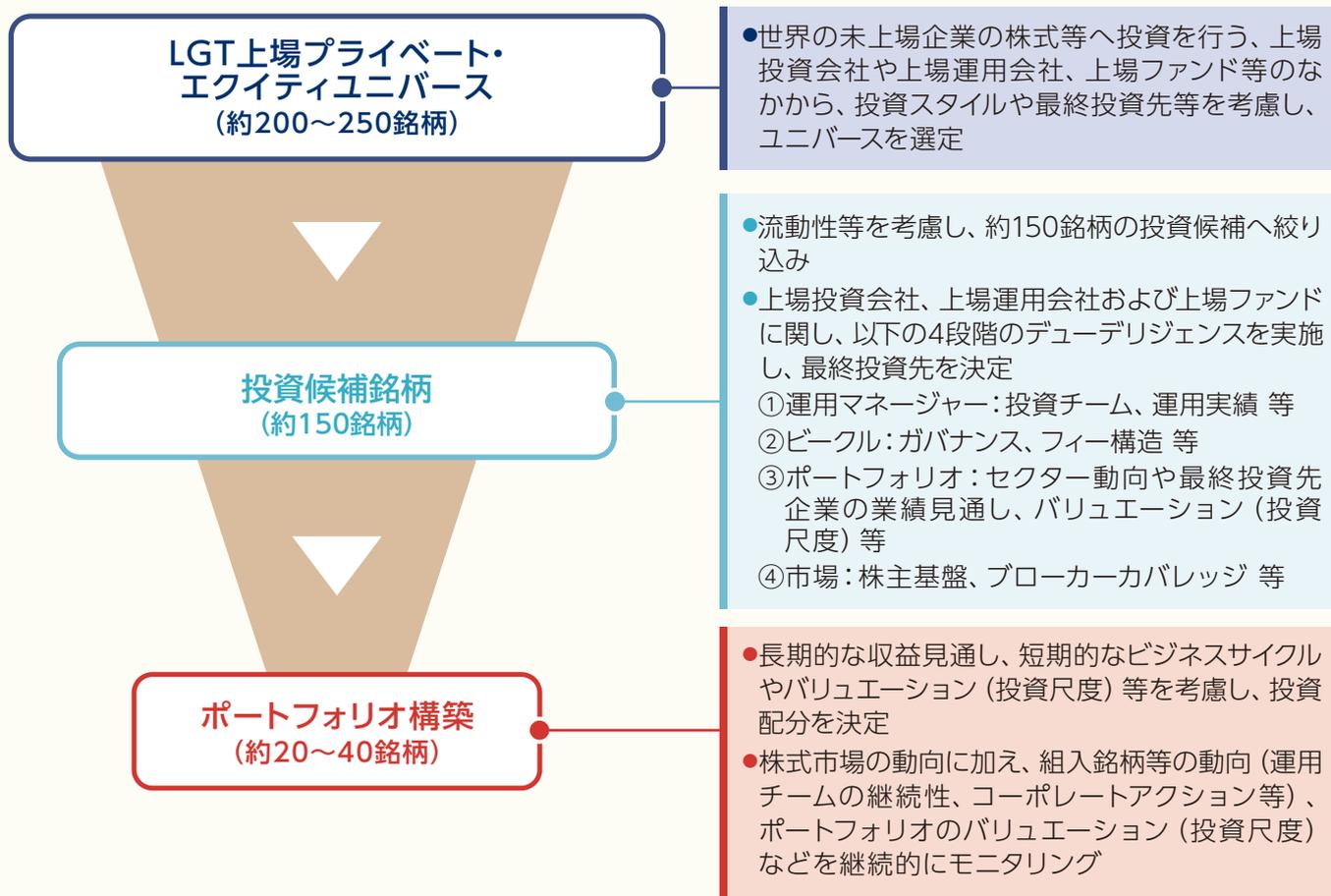
(出所) LGTキャピタル・パートナーズの情報を基に委託会社作成

ファンドの目的・特色

[運用体制]

- マザーファンドの実質的な運用は、LGTキャピタル・パートナーズ・リミテッドが行います。
- 上場プライベート・エクイティ運用チームは、4名の投資プロフェッショナルの他、ミドルオフィス等を含めた13名で構成されます。グループ内の他の運用チームからの情報やノウハウを活用します。

[運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)LGTキャピタル・パートナーズの情報を基に委託会社作成

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- 年1回(原則として毎年8月24日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドは、上場投資会社や上場運用会社の株式および上場ファンド等を通じ、実質的に未上場企業の株式へ投資します。一般的に未上場企業は上場企業と比較し、事業リスクが大きく、また企業に関する情報の取得や、企業価値の公正な評価が困難であることが想定されます。さらに未上場株式は一般的に上場株式と比較して流動性が著しく劣ることから、不利な価格での取引を余儀なくされることなど、流動性リスクをはじめとする各種リスクの影響を大きく受ける可能性があります。

ファンドが実質的に投資している未上場企業の株式等の価格が下落する場合、上場投資会社や上場運用会社の株式および上場ファンド等の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点



ファンド固有の留意点

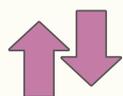
上場投資会社や上場運用会社の株式および上場ファンドを通じたPE投資に関する留意点

未上場企業への投資を行う機会は限られており、分散投資ができない場合があることや、投資しても十分な成果を得るには長い期間が必要となることがあります。

また、上場投資会社等が、投資を行う際に、借入等を行い、より多額の資産に投資を行う(レバレッジをかける)場合等は、投資対象資産の価格下落の影響が大きくなったり、金利による費用負担が大きくなる可能性があります。

最終的な投資対象資産には、未上場企業の株式の他に、非公開化が予定もしくは予想される上場株式、劣後ローン、劣後債、優先証券、不動産、インフラ等が含まれる場合があります。当該資産の価値の下落や債務不履行等が発生する、あるいは懸念される場合、上場投資会社や上場運用会社の株式および上場ファンドの価格の下落の要因となります。

また、上場ファンドは、投資対象資産の評価値の合計から乖離した価格で取引される場合があります。



投資信託に関する留意点

■当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

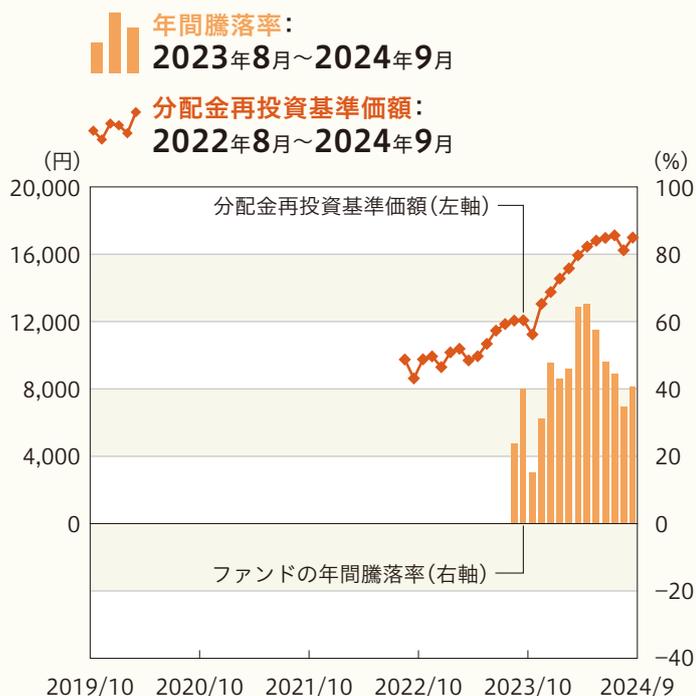
リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にはリスク管理会議へ報告します。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

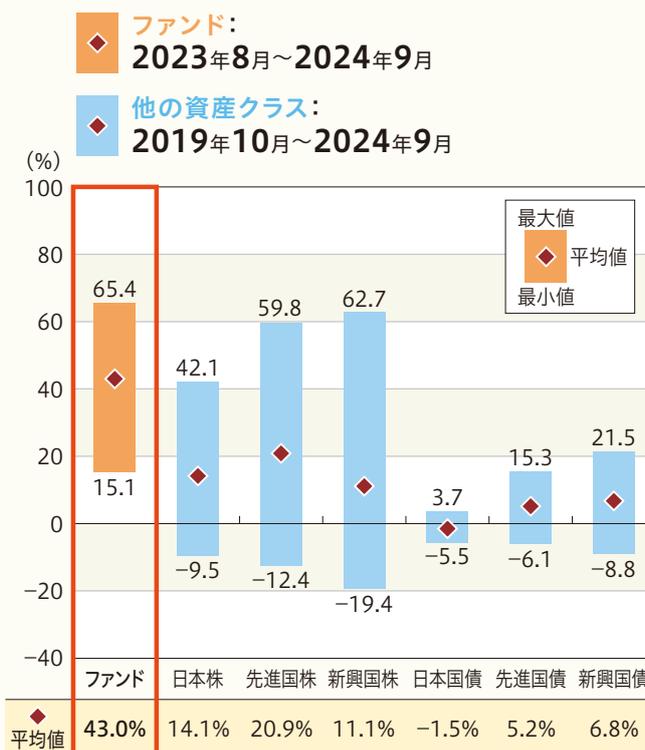
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

運用実績

基準日: 2024年9月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2024年 8月	0円
2023年 8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

■ LGT 上場プライベート・エクイティ戦略ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	100.10
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		△0.10
合計 (純資産総額)		100.00

主要投資銘柄 (上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	上場プライベート・エクイティ戦略マザーファンド	100.10

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄 (上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

運用実績

基準日:2024年9月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■上場プライベート・エクイティ戦略マザーファンド

資産別構成

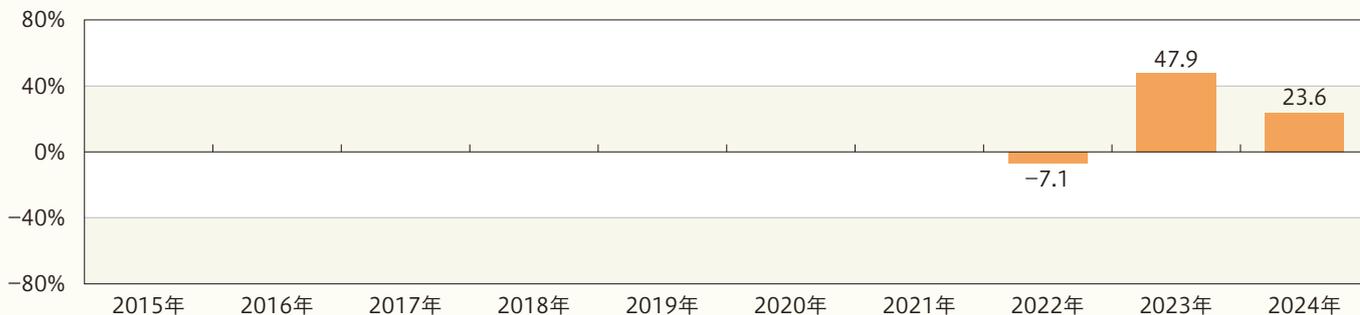
資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	25.21
	カナダ	19.14
	イギリス	16.80
	フランス	9.35
	オランダ	2.45
	スウェーデン	2.13
	ジャージー	0.82
投資証券	イギリス	20.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
イギリス	株式	3I GROUP PLC	金融サービス	7.00
アメリカ	株式	KKR & CO INC	金融サービス	6.95
イギリス	株式	INTERMEDIATE CAPITAL GROUP	金融サービス	6.79
カナダ	株式	ONEX CORPORATION	金融サービス	6.74
イギリス	投資証券	PANTHEON INTERNATIONAL PLC	-	6.09
イギリス	投資証券	HGCAPITAL TRUST PLC	-	5.77
イギリス	投資証券	HARBOURVEST GLOBAL PRIVA	-	5.72
カナダ	株式	BROOKFIELD CORP	金融サービス	5.55
アメリカ	株式	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	金融サービス	5.31
フランス	株式	WENDEL	金融サービス	5.24

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換 金 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購 入 の 申 込 期 間	2024年11月22日から2025年5月22日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ●ニューヨークの取引所の休業日 ●ロンドンの取引所の休業日 ●スイスの取引所の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決 算 日	毎年8月24日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	<p>年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)</p> <p>分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。</p> <p>分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。</p> <p>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。</p>

お申込みメモ

その他

信託期間	2032年8月24日まで(2022年8月5日設定)
繰上償還	<p>以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ● 残存口数が30億口を下回ることとなったとき ● その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	2,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (https://www.smd-am.co.jp) に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基準価額の 照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「L上場PE戦」として掲載されます。
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ● 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 <p>※上記は、2024年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p>

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜き3.0%) を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に 年1.958% (税抜き1.78%) の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。
------------------	--

<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年1.10%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.65%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

※委託会社の報酬には、上場プライベート・エクイティ戦略マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬(年0.80%)が含まれております。

その他の費用・手数料	ファンドが組み入れる上場ファンドの銘柄は将来にわたって固定されているものではなく、ファンドの投資者が間接的に支払う費用として、これら上場ファンドの資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等の上限額または予定額を表示することはできません。
------------	---

また、以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用 等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2024年9月末現在のものです。

(参考情報)総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2023年8月25日～2024年8月26日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.99%	1.96%	0.03%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが投資している上場ファンドの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。



三井住友DSアセットマネジメント